

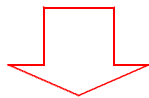
森林環境を保全するための税制について

平成15年12月2日
税務課・林政課

森林環境を保全するための税は「県民税均等割の超過課税」方式としたい。

< 理由 >

- ・水道課税方式では課税の公平性が不十分とする意見が強い。
(全ての水使用を課税対象とすることは困難)
- ・県民及び市町村長の意見は、超過課税に賛成する比率が高い。



* 税の趣旨が県民に伝わりにくい問題点への対応。

普通税の超過課税ではあるが、税に呼称をつける。森林の持つ公益的な機能を維持するための税として、「森林環境保全税」(仮称)とする。
基金を設置し税収を積み立て、目的税的な税収用途の管理を行う。
税収で行った事業成果が、県民に見えやすい仕組みを工夫する。

< 参考 >

1 県民の意見

「県民税の上乗せ」支持が「水道課税」支持を上回った。

【アンケート結果】

区 分	人数	割合
水道課税に賛成	95	32.2%
県民税上乗せに賛成	148	50.2%
その他	24	8.1%
記入なし	28	9.5%
合 計	295	100.0%

- ・県内5箇所の意見交換会
- ・税務課ホームページ
- ・チラシ配布
- ・意見募集箱への回答
- ・千代川フェスティバル、森林のめぐみ感謝祭での回答

2 市町村長の意見

「県民税の上乗せ」支持が大勢。
「水道課税」を支持する意見はなかった。

- ・県内4町村長会で7月28日～8月22日にかけて意見交換会を実施。
- ・4市長を訪問し9月4日～9月8日にかけて意見交換を実施。